

岡山市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る  
利用者負担額軽減制度事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が生計困難者等にその提供を行うに当たり、当該者の利用者負担を軽減する場合において、市がその一部を助成することによって、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(助成の対象サービス等)

第2条 助成の対象となる介護保険サービス及び対象経費は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費（短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）に係る利用者負担額とする。

(助成の対象者)

第3条 助成の対象者は、前条に定める助成対象サービスのいずれかを提供する社会福祉法人で、岡山県知事及び市長に対して社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書（様式第1号）を提出したものとする。

(助成の内容)

第4条 利用者負担の軽減を行った社会福祉法人等に対し、市は予算の範囲内において、1事業所ごとに次の各号に規定する金額の合計額（被認定者に係るものに限る。）を助成するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(1) 軽減総額（助成措置のある市町村を保険者とする利用者負担に係るものに限る。以下

同じ。)のうち、本来受領すべき利用者負担収入の1パーセントを超えた部分を対象とし、その2分の1を助成するものとする。

(2) 前号の規程に関わらず、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人にあつては、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する10パーセントを超える部分については全額を助成するものとする。

2 自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、前項に規定する助成措置を受けることなく利用者負担の軽減を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は第2、3条及び第5条から第10条のとおりとする。

3 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、当該年度の3月1日とする。

4 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(軽減の対象者)

第5条 軽減の対象者(以下「軽減対象者」という。)は、つぎに掲げるものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者(以下「生活保護受給者」という。)

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者(以下「支援給付受給者」という。)

(3) 介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)第13条第1項に規定する旧措置入所者で、同条第3項に規定する割合を乗じることにより、利用者負担割合が100分の5以下となる者

(4) 法第19条による認定を受けた岡山市の被保険者又は法第115条の45第1項第1号に規定する厚生労働省令で定める市の被保険者のうち生計が困難である者

2 第1項第4号の「生計が困難である者」とは、次に掲げる要件の全てを満たす者のうち、収入及び所得(以下「所得等」という。)、世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、市長が認めた者

ア 市町村民税非課税世帯に属すること。

イ 年間収入が、単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

ウ 預貯金等の額が、単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を

加算した額以下であること。

エ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

オ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

カ 介護保険料を滞納していないこと。

- 3 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業の対象者については、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置の適用後、本事業を適用すること。

(軽減対象費用)

第6条 軽減対象者に係る利用者負担軽減は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる費用負担に対して行うものとする。

(1) 前条第1項第1号、2号に該当する者 第2条に掲げる居住費(滞在費)に係る利用者負担(個室の利用に要する費用に限る。)

(2) 前条第1項第3号に該当する者 第2条に掲げる居住費(滞在費)に係る利用者負担(ユニット型個室の利用に要する費用に限る。)

(3) 前条第1項第4号に該当する者 第2条に掲げる各介護保険サービスに係る利用者負担並びに食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担

(軽減の程度)

第7条 利用者負担の軽減の程度は、利用者負担額の4分の1(老齢福祉年金受給者にあつては利用者負担額の2分の1)とする。

- 2 前項の規定にかかわらず前条第1号の利用者負担軽減は、全額行うものとする。

(利用者負担軽減認定の申請)

第8条 社会福祉法人等が実施する利用者負担の軽減を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書(様式第2号)に収入状況等申告書(様式第3号)を添付し、市長に提出しなければならない。

(確認証の交付等)

第9条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、要件を満たすと認めた者(以下「被認定者」という。)に社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(様式第4号。以下「確認証」という。)を交付する。

- 2 確認証の有効期間は、申請のあつた日の属する月の初日から翌年の7月31日までとする。ただし、申請のあつた日の属する月が1月から7月までの場合には、その年の7月31日までとする。

- 3 確認証の有効期間満了後も引き続き承認を受けようとする者は、再度前条に定める申請

をしなければならない。この場合において、有効期間満了の1月前から申請を受け付けることができる。

4 所得等の確認は、前年の所得等をもって行う。ただし、第2項ただし書に該当する場合は、前々年の所得等をもって行う。

(軽減措置の利用)

第10条 被認定者は、第2条の対象サービスを利用するときは、事前に確認証を社会福祉法人等に提示しなければならない。

2 社会福祉法人等は、確認証の内容に基づき利用者負担の軽減を行うものとする。

(確認証の返還)

第11条 被認定者が、次のいずれかに該当するときは、確認証を市長に返還しなければならない。

- (1) 市の被保険者の資格がなくなったとき。
- (2) 軽減額認定の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 確認証の有効期限が到来したとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

(届出)

第12条 被認定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、確認証を添えて市長に届出なければならない。

- (1) 市から転出するとき。
- (2) 確認証の記載事項に変更があるとき。
- (3) 確認証をき損し、又は紛失したとき。なお、紛失した場合にあっては確認証の添付は要しない。

(他の給付との調整)

第13条 軽減対象者に対する利用者負担の軽減は、法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費および法第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額を対象として行うものとする。

2 法第51条に規定する高額介護サービス費、法第61条に規定する高額介護予防サービス費若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業における高額介護サービス費相当事業費（以下「高額介護サービス費等」という。）又は法第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費若しくは法61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給は、本事業による軽減後の利用者負担額を対象として行

うものとする。

この場合において、高額介護サービス費等との適用関係については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者の地域密着型サービス及び施設サービスに係る利用者負担額について、利用者負担の軽減の対象としない。

(生活扶助基準見直しに伴う特例措置)

第14条 平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い、生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第5条に該当する者については、第7条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

2 平成26年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い、生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第5条に該当する者については、第7条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

3 平成27年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い、生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第5条に該当する者については、第7条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

4 平成30年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い、生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第5条に該当する者については、第7条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

5 令和元年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い、生活保護が廃止された者であつて、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第5条に該当する者については、第7条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

6 令和2年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い、生活保護が廃止された者であつて、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第5条に該当する者については、第7条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年8月8日から施行し、平成24年4月1日以後の申請に係るものから適用する。

2 この要綱の施行日前に岡山市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱に基づきなされた申請、確認証の交付その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた申請、確認証の交付その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。